

コーポレート・ガバナンス報告書

2024年9月13日

会 社 名 株式会社デジタルキューブ
代 表 者 名 代表取締役社長 小賀 浩通
問 合 せ 先 取締役管理部長 和田 拓馬
T E L 050-3355-1751
U R L <https://www.digitalcube.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値向上のためには、経営の効率化を図るとともに、株主をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要と考えております。そして、ステークホルダーとの信頼関係を構築するためには、経営の健全性や透明性に対して真摯に向き合っていくことが重要と考えており、そのためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることに努めてまいりたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
リジェネラティブ株式会社	193,000	41.77
小賀浩通	147,000	31.82
立花拓也	92,000	19.91
岡本渉	10,000	2.16
平野樹	10,000	2.16
恩田淳子	5,000	1.08
和田拓馬	5,000	1.08

支配株主名	リジェネラティブ株式会社、小賀浩通
-------	-------------------

補足説明

リジェネラティブ株式会社は、代表取締役社長小賀浩通氏の二親等以内の血族により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締役を務める資産管理会社になります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	50 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等については、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金春 利幸	その他の会社の出身者										○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
金春 利幸	—	該当事項はありません。	取締役として企業経営の経験に関する高い見識および豊富な経験や幅広い知識を有しており、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を監督して頂けるものと判断し、選任しております。 なお、金春利幸氏は、当社新株予約権を 1,500 個(新株予約権の目的となる株式の数 1,500 株)保有しております。また、当社グループと金春利幸氏が取締役を務める有限会社アールスリーインスティテュートとの間には相互にサービスを契約しておりますが、一般取引価格と同条件であり、それ以外に、当社グループとの間には人的関係、資金的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員の数	1名以上
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の交換及び監査結果等について説明、報告を行い、監査の品質向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている 人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹山 貴弘	公認会計士、税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
笹山 貴弘	—	該当事項はありません。	公認会計士資格及び税理士資格を有し、会計及び税務に関する高い見識および豊富な経験を有しています。客観的な立場から、有益な監査を期待でき、社外監査役に適任と判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	取締役、監査役、従業員及び子会社従業員
-----------------	---------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていない。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、事務局が議案内容や取締役会資料を電磁的方法にて事前に送付しております。また、必要に応じて議案の詳細についての事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会 当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。
--

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二．内部監査

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当を主幹部署として業務監査を実施しております。内部監査担当は、独立性を確保しながら、内部監査規程及び内部監査計画書に基づいて各部門の業務遂行状況を監査し、監査結果は内部監査報告書として、随時代表取締役社長及び被監査部門に報告されております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を確認することとしております。また、内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

ホ．経営会議

当社の常勤取締役、執行役員、部門責任者をもって構成しております。取締役会での決定を受けて当社グループ全体の業務執行にあたっての方向付け、執行部門の決定、責任と権限の明確化を行い業務執行の円滑化を図るとともに、取締役会での決議を必要とする事項の取りまとめ方針などを決定しております。

ヘ．リスク・コンプライアンス委員会

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスク・コンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長 小賀浩通）を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は3か月に1回開催され、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から意見を聴衆したうえで、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項と考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者とし、管理部を担当部署として IR 活動を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「内部統制基本方針」を策定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する他、社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理とし、醸成していく方針です。

当社グループは、適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備の他、職務分掌規程や職務権限規程の遵守等により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力団追放兵庫県民センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。尚、暴力団追放兵庫県民センターへは 2023 年 4 月から賛助会員として加入しております。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に 1 回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

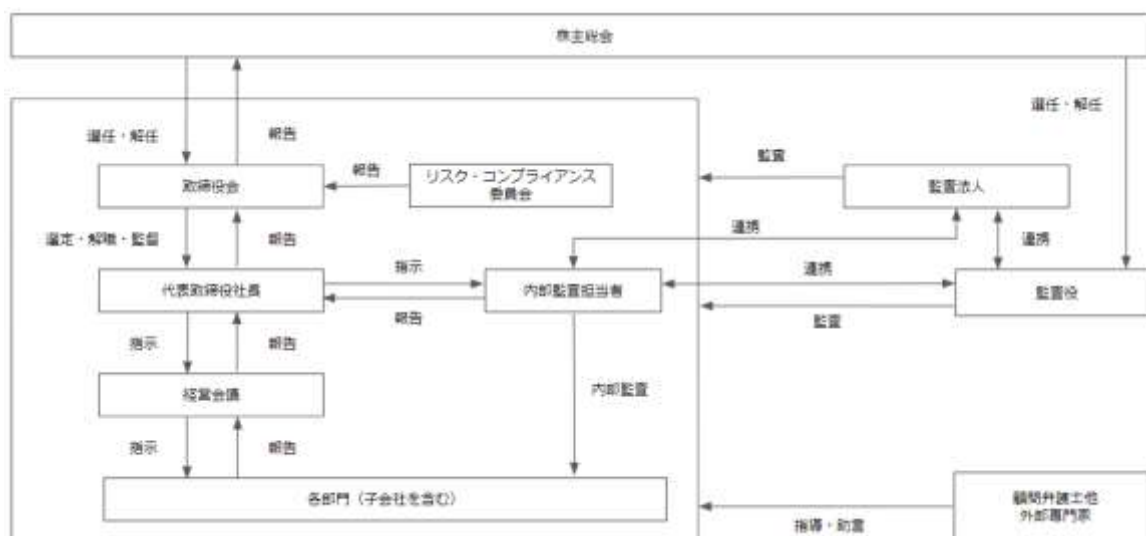
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

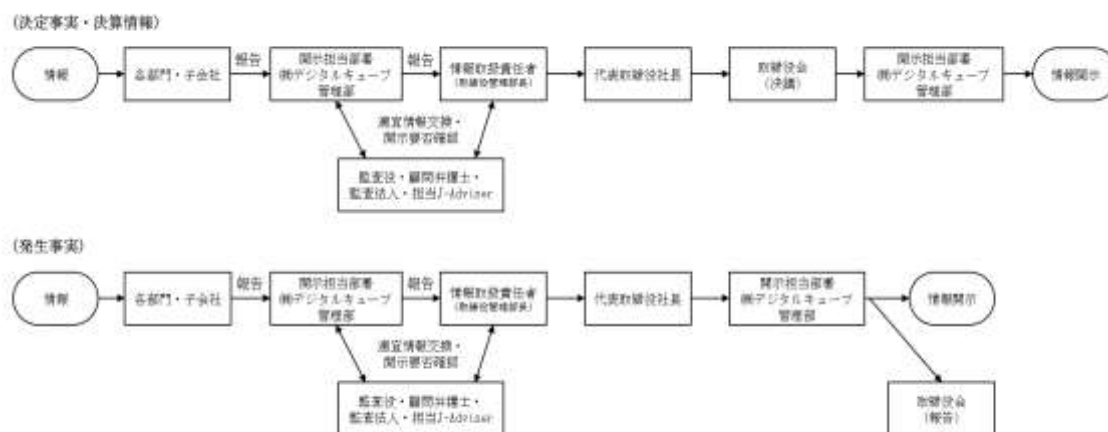
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上